



平成27年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 キーコーヒー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 柴田 裕
(コード番号 2594 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長 安藤 昌也
(電話番号 03-5400-3051)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年 6 月 24 日開催予定の当社第63期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 24 日開催予定の当社第63期定時株主総会の承認を条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

また、会社法の改正により責任限定契約の締結主体の範囲が拡大されたことに対応するとともに、監査等委員会設置会社への移行による業務執行と監督の分離に伴う責任分担の明確化を図り、取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第 1 項及び会社法第427条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除する事ができる旨並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨を、定款第30条（取締役の責任免除）として新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 12 条 (株主名簿管理人) (条文省略) ② (条文省略) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備えおき、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第 12 条 (株主名簿管理人) (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第 13 条 (条文省略)	第 13 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 14 条～第 19 条 (条文省略)	第 14 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 20 条 (員数及び選任) 当社の取締役は 5 名以内とし、株主総会において選任する。 (新 設) ② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	第 20 条 (員数及び選任) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 5 名以内とし、株主総会において選任する。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とし、それ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。</u> ③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の現任者の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の権限) <u>取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決議し、かつ取締役の業務の執行を監督する。</u></p> <p>第25条 (取締役会の招集及び議長) (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>③ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役会の決議) (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>④ (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第24条 (取締役会の招集及び議長) (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役会の決議) (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>第28条 (取締役会議事録) 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 (員数及び選任) <u>当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第31条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</u></p>	<p><u>決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (取締役会議事録) 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為による取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>第32条 <u>(常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第33条 <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。</u> <u>ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第34条 <u>(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>第35条 <u>(監査役会の決議)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 <u>(監査役会議事録)</u> <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>第37条 <u>(報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第38条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。</u> <u>ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条 (選任方法) (条文省略)</p> <p>第<u>40</u>条 (任期) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (条文省略)</p> <p>第<u>41</u>条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>42</u>条 (会計監査人との責任限定契約) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>43</u>条 (事業年度) (条文省略)</p> <p>第<u>44</u>条 (期末配当金の支払) (条文省略)</p> <p>第<u>45</u>条 (中間配当) (条文省略)</p> <p>第<u>46</u>条 (期末配当金等の除斥期間) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p>第<u>47</u>条 (買収防衛策の導入等) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (条文省略)</p> <p>第<u>48</u>条 (新株予約権無償割当ての決議機関) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第<u>32</u>条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>第<u>34</u>条 (任期) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p>第<u>35</u>条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>36</u>条 (会計監査人との責任限定契約) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 (事業年度) (現行どおり)</p> <p>第<u>38</u>条 (期末配当金の支払) (現行どおり)</p> <p>第<u>39</u>条 (中間配当) (現行どおり)</p> <p>第<u>40</u>条 (期末配当金等の除斥期間) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p>第<u>41</u>条 (買収防衛策の導入等) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p>第<u>42</u>条 (新株予約権無償割当ての決議機関) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (現行どおり)</p>